

森林基本図データ修正業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年8月19日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

森林基本図データ修正業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約を締結した翌日から令和8年3月16日まで

2 一般競争入札の参加資格

次の(1)～(6)を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 業務全体を総括する責任者は次の資格等を有すること。
 - ・技術士（森林部門：林業・林産）
 - ・森林情報士（森林GIS技術者1級）
 - ・森林分野におけるQGIS講習会の開催実績
- (7) 照査を実施する者が次の資格を有すること。

- ・空間情報総括管理技術者
- (8) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に規定する「測量業（航空測量）」、「測量業（地図の調整）」を有すること。
- (10) 過去3年以内に以下の全ての実績を有すること。
 - ・山梨県林政部又は森林環境部発注の航空レーザ計測業務を受注。
 - ・山梨県林政部又は森林環境部発注の測量設計業務を受注。
 - ・森林分野における QGIS 講習を開催。

3 入札説明書の交付

(1) 入札説明書の交付方法

公告日から令和7年8月26日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、電子メールにより交付する。

(2) 問合せ先

甲府市丸の内1-6-1 県庁本館8階
山梨県森林環境部県有林課県有林計画担当
電話（055）223-1623

(3) 事前連絡

入札説明書等の交付を希望する者は、事前に3(2)の場所へ連絡すること。

(4) 入札説明会

本件では、入札説明会を実施しない。

(5) 入札参加資格確認申請書の提出方法

公告日から令和7年8月26日（火）午後5時までに必着で3(2)の場所に持参もしくは郵送すること。受付時間は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合、封筒に朱書きで「森林基本図データ修正業務委託 入札参加資格確認申請書在中」と記入すること。なお、書留郵便とすること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

入札：令和7年9月1日（月）午後5時必着（郵送又は持参）
開札：令和7年9月2日（火）午前9時
場所：甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁8階

(7) 入札方法

入札は郵送又は持参により受け付ける。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

2の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による。）

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 違約金の有無

有

(4) 最低制限価格

なし

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前払金の有無

なし

(7) その他

落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書による。